

新BIS規制トリアール

バーゼル銀行監督委員会は昨年六月、国際業務を行っている銀行の自己資本比率の計算方法を見直す新BIS規制最終案を公表し、各国監督当局は現在、〇六年末からの実施に向けて（日本は〇七年三月期から）国内規制の見直し作業を進めている。金融庁は、新しい自己資本

比率算定式を最終決定する規制実施前の「予備計算」に入る前に、この三月期以降国内影響度調査を実施する。いわば新BIS規制のトリアールが始まることになるが、ここでは調査の目的と意義を確認するとともに各国の動向および新BIS規制への批判的見解を紹介する。

内部格付手法の採用希望行に影響度調査を実施へ 調査結果は所要自己資本の最終調整にも反映

バーゼル委員会は新しい自己資本比率算定式の分母のスケールリング・ファクター（掛け目）を、本格実施前の予備計算に基づいて最終決定するとしている。しかし、各国とも早期に新規制の影響を把握する必要から、予備計算に入る前に自主的に定量的影響度調査を実施する方向で動いている。わが国も内部格付手法の採用を希望する金融機関を対象を限定して、〇五年三月期以降、国内影響度調査を実施することにした。とくに継続協議案件の内容が固まる〇五年九月期のデータは、所要自己資本の最終調整にとって重要な材料になる可能性が高い。

金融庁 総務企画局

国際課企画官 白川 俊介

国際課係長 三輪 純平

最終数値は

予備計算に基づき決定

昨年六月、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）は国際的に活動する銀行の自己資本比率の計算方法を見直す新BIS規制最終案を公表した。現

在 各国当局は、その〇六年末以降の実施に向けて、国内規制の見直し作業に取り組んでいる。金融庁は、銀行法に基づく告示の改正素案を昨年一〇月に公表し、現在寄せられたコメントをふまえた改訂版を再度公表すべく準備中である。

バーゼル委員会は現行BIS規制の見直しにあたり、グローバルにみた平均的な所要自己資本の水準を現行規制とおおむね同じ水準にするという目標を明らかにしてきた。このため、新規制案が銀行の所要自己資本に与える影響は、その検討過程に

おいて常に考慮すべき重要な事項であった。

しかし、見直しの結果、信用リスクにおける内部格付手法など銀行の内部管理の手法や行内データを活用して所要自己資本を計算する先進的な手法も容認することになったため、新規制

国際比較調査にみるリスク管理の潮流

邦銀の内部格付手法は世界の趨勢から遅れる

監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ
シニアマネジャー 乗田 浩隆

新BIS規制に背中を押される形で金融機関のリスク管理の流れが加速している。当面は規制対応が優先されるが、その先を見据えたリスク管理の潮流を明らかにするため、デロイト・トウシュ・トーマツでは昨年「Global Risk Management Survey」を実施した。この調査は二年に一度全世界の金融機関を対象に実施し、今回で四回目を数える。

リスク管理体制の強化

今回の調査においては、全世界から一六二の金融機関（北米二八、南米四三、欧州四一、アジアパシフィック五〇）の参加があり（第1表）、そのうちわが国からの参加は三七機関であった。内訳は「大手金融機関」一三（信託銀行二、政府系等四）、金融持株会社等七、「地域金融機関」二四である。

リスク管理の方向性としては、第一に、組織の最上位が責任を負う傾向が強まっている。リスク管理に対する最終的な責任は「取締役会」もしくは「取締役レベルで構成されるリスク管理委員会」におくとの回答が、世界全体では合わせて五九%、国内の金融機関全体では七

〔第1表〕 調査参加金融機関（世界）内訳

	参加金融機関（世界） 162			
	北米 28	南米 43	欧州 41	アジア パシフィック 50
投資銀行および その他	49%	7%	20%	16%
商業銀行	29	56	29	64
総合金融機関	18	35	34	10
リテールバンク	4	2	17	10

分散（リスクタイプ別・事業部門レベル・地域レベル）を組み合わせた手法がますます影響力を増している。この点、わが国の地域金融機関においては集約化が二五%にとどまっている。

リスク管理の統合状況

リスク管理の統合（ERM）は企業の最終的な目標である。今回の調査結果からは真に統合された企業規模でのリスク管理を達成するために、さらなる取り組みやリソース投入が必要であることが明らかになった（第2図）。リスク統合に向けた優先順位として、リスクタイプをまたぐ統合について五〇%が優先順位が高いとしており、すでに機能を有しているとの回答は一四%にとどまっている。

五%となっている（第1図）。

第二に、CRO（最高リスク管理責任者）を設置する金融機関が増えている。ただし、わが国の金融機関は約四〇%がCROまたはそれと同等の役職を設置しておらず、世界の潮流から遅れをとっている。

第三に、リスク管理の集中と

新BIS規制は経営リスクの評価を精緻化しない

行政は開示推奨による市場規律の強化に重点を

前衆議院議員
元日本銀行理事

鈴木 淑夫



要旨 ○六年末から適用される国際決済銀行（BIS）の新しい自己資本比率規制（新BIS規制）は、リスクの評価が精緻化されているが、現行規制の問題点はほとんど残っている。

形骸化した自己資本の定義は変わらないし、個々の資産リスクの相關関係に依存する経営全体のリスクをみていない。過度の貸出抑制と国債保有促進の効果も残っている。リスク評価の精緻化が、過剰介入行政を招く危険性もある。新規制の適用にあたっては、開示推奨による市場規律の強化に重点をおくべきだ。国内銀行への適用はやめたほうがよい。

形骸化が進む 自己資本の意味

現行のBIS規制が公表された八八年当時、日本の大銀行は世界一〇大銀行の上位を軒並み占めていた。バブルの絶頂期にあった日本の銀行は、資産高騰で得た資金と国際金融市場での調達資金を原資として、薄利利ザヤで国際金融・資本市場での運用を伸ばしていた。

脅威を感じた欧米の金融界は、日本の銀行が自己資本が少なすぎ、外部資金に依存して貸出を伸ばしていることに目を付け、国際金融市場の安全性維持と称して、貸出などリスク資

産の上限を自己資本の二二・五倍（自己資本比率八％）に制限すべきだと言い出した。これが欧米主要国の中央銀行主導で導入された現行のBIS規制である。

日本の銀行は一斉に反発したが、当時はバブルの絶頂期である。保有株式含み益の四五％が自己資本の「Tier 1」に算入できるといふ妥協案が出るに至り、受入れに同意した。しかし日本の大誤算は、その直後にバブルが崩壊したことである。

銀行保有株式の含み益が消え、また日本でも銀行の株式保有制限の導入が始まると、有価証券含み益の四五％だけでは救

いにならない。九〇年には劣後債が、九八年には、土地などの含み益の四五％が「Tier 1」に算入できるようになった。さらに九九年三月期からは、税効果会計の導入によって、「繰延税金資産」を「Tier 1」に含めることが認められた。自己資本が監査法人の判断しだいで変わるうえ、倒産するとこの部分がゼロになって役に立たないことになった。

そして極め付きは、BIS規制が守れなくなった銀行に公的資本が注入され始めたことである。規制をやらせるために、規制が守れなくなった銀行に公的資本を注入して守れるようにし